

# 2017年5月 家計簿だより

京都生活協同組合  
組織運営部  
電話 075-672-6304  
FAX 075-661-4311

～2月のおたよりから～

## ※入学おめでとうございます※

今月は中学生になる息子の色々な準備にお金がかかりました。入学してからも部活などで物入りだそうです。成長するというのは、お金がかかるのだとあらためて思いました。

最近、生魚の中に寄生虫がいるものが多いように思います。結婚してから13年、そういうのにあたることはなかったのですが、今年に入ってから3度、それもブリの時です。食べてると驚いてしまいます。  
(43歳)

## ※入園。踏ん張り時です※

次男の4月からの保育園が決まり、いよいよ4月から復職できることになりました。長男の出産から3年半経ちましたが、長男出産→育休→保育所入れず、育休延長→復職するも次男妊娠中のため、すぐ産休→次男出産し育休に入るがまた延長…とかれこれ3年半以上ほとんど働いていない状態で、4月から会社生活に順応できるのか??? 保育園の送迎もしながらの勤務となり、本当にドキドキですが、頑張ります! というか、家のローンもしっかりあるので働かざるをえないというのが本音ですが。

保育料も4月からは、次男分が加算されるため、月10万ほどの支出になりそうです。私の給料は保育料に消えていく…辛いですが、これも仕方ないこと。今が踏ん張り時だと思って頑張ります。

(37歳)

## ※今年の雪は大変でした※

今年は雪が多く、屋根に積もった雪が固まり、落ちた時に雨樋が一部破損。修理代48600円の見積り。保険に問い合わせたところ、20万以上でないと支払いできないということで、自腹修理となりました。知人はガレージの柱が折れ、取替えになり、20万以上かかったので、保険で修理可能。ずっと同じように保険をかけているのに、安く済んだから保険が出ないというのは、なんだかすっきりしません。

主人の手足の痛みやしびれ冷える感じの体調不良の原因が、検査入院までしても特定できず、西洋医学で異常なしという結果でした。なので、東洋医学の観点から診察してもらうことにしたら、陰体質なので、血圧も低く、あんこなどの甘いもの、朝食に食べていたヨーグルトも体に合っていないと言われ、甘いものが好きでよく間食していたのですが、間食をやめ、物事に感謝する気持ちも含め、食事と生活を見直すことにしました。さて、今後の体調の変化が楽しみです。

(59歳)



### ※見通せます※

2月は28日だったということもあったかもしれませんが、全体的な支出を控えることができたように思います。3月4月は毎年、出費のかさむ月になってくるので、節約をこころがけようと思います。家計簿提出を始めて、毎年届く年間集計をもとに年間の支出の予想ができて、本当に助かります。

(43歳)



### ※人生初のインフルエンザ※

人生で初めてインフルエンザになりました。丸々2日熱があり、仕事はもちろん家事も手につかず(泣)、職場と家族に助けられ、何とか…。来シーズンは予防接種を受け、マスクして仕事しようと思います。文句言わず、私の世話までしてくれた子どもに感謝!「もう、年なんだから、インフルエンザとけんかしても勝てへんで!」と一言多かったです。(笑)

(43歳)

### ※寝ていて思う事※

3月になり、春めいてきて嬉しい季節になりました。2月は丸1カ月、圧迫骨折のため、家で寝ていました。それで交通費0とかになりました。動かないとお金の入り用も減り、考えさせられます。今は年金2人ですが、1人になると下流老人だなと怖くなり、外に出られる費用が捻出できるかと。それにしても消費税は多いなあと感じます。

森友学園の国有地値引き、返してと言いたいです。

(66歳)

### ※お葬式もかわりましたね※

隣の物干しに黒の肌着が干してありました。

過日、タクシーが来ないので予約の診察に遅れると我が家の車で送ったことがあるので、後日、娘さんに「お母さんどうですか?」とたずねたら、亡くなり家族葬をしたとの事。お花料をしたのが、去年の12月。

今月、その家の御主人が亡くなり、家族葬をすると連絡を受けた。

この家に住んで40年、挨拶はするが、この頃お葬式の形態が変わり、付き合いがなくなっていくので寂しく感じます。

(73歳)



### ※ふるさと納税に疑問あり※

ふるさと納税に対して疑問を持っています。被災地である東北や熊本支援にとか、過疎地になりつつある故郷に納税するという考え方はよいと思いますが、お礼目当て、安い負担で高額な謝礼をもらう考え方は本末転倒です。コスパの良いふるさと納税のサイトを見ていると腹がたってきます。このような声をあげていきたいと思っています。

(64歳)



# 「孝子の家計のツボ」

第9回目は年金シリーズ(No.4)です。

電子版の「ねんきんネット」で確認できますよ

## 毎年、誕生日になると送られてくる年金定期便について

年金定期便は毎年誕生日に国民年金や厚生年金の加入者に対して送付される年金のお知らせです。この定期便を読むと、これまでの年金加入期間、将来の年金の将来の見込み額、これまでの保険料納付額などがわかります。35歳、45歳、59歳は封書で、それ以外はハガキで届きます。50歳以上の人に送られる「ねんきん定期便」には現在の状態が60歳まで続いたと仮定した場合の年金見込み額が記載されています。また、50歳未満の人にはこれまでの加入実績に応じた試算金額が記載されています。

これまでの年金加入期間  
(\*受給資格期間に注意)

加入実績に応じた年金額(年額)  
これまでの保険料納付額(累計)

平成28年度「ねんきん定期便」(受給者) オモテ 平成28年4月～

料金後納  
郵便

ねんきん定期便 です

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内割にあります。」  
※印の方へゆっくりお読みください。  
(本に掲載している場合は、よく読んでからお読みください。)

|                             |             |            |
|-----------------------------|-------------|------------|
| 基礎年金番号                      | 公務員共済の加入者番号 | 私学共済の加入者番号 |
| ※各欄の色のセリ線は、基礎年金番号でお知らせください。 |             |            |

1. これまでの年金加入期間 (送付年金の受け取りには、毎月1日として300日以上の受給資格期間が必要です。)

| 加入期間(月)       | 加入期間(日)       | 加入期間(年)    | 加入期間(月)    | 加入期間(日)    | 加入期間(年)    | 加入期間(月)    | 加入期間(日)    | 加入期間(年)    |
|---------------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 第1号被保険者(国民年金) | 第2号被保険者(国民年金) | 国民年金(国民年金) | 国民年金(国民年金) | 国民年金(国民年金) | 国民年金(国民年金) | 国民年金(国民年金) | 国民年金(国民年金) | 国民年金(国民年金) |
| 第1号被保険者(厚生年金) | 第2号被保険者(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) |
| 第3号被保険者(国民年金) | 第4号被保険者(国民年金) | 国民年金(国民年金) | 国民年金(国民年金) | 国民年金(国民年金) | 国民年金(国民年金) | 国民年金(国民年金) | 国民年金(国民年金) | 国民年金(国民年金) |
| 第3号被保険者(厚生年金) | 第4号被保険者(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) | 厚生年金(厚生年金) |

【参考】これまでの保険料納付額(累計額)

| 加入期間(月)            | 加入期間(日)           | 加入期間(年) | 加入期間(月) | 加入期間(日) | 加入期間(年) |
|--------------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| (1) 国民年金(納付保険料期間)  | 国民年金保険料           | 円       |         |         |         |
| (2) 厚生年金(納付保険料期間)  | 厚生年金保険料(国民年金加入期間) | 円       |         |         |         |
| (3) 国民年金(納付保険料期間)  | 国民年金保険料(国民年金加入期間) | 円       |         |         |         |
| (4) 厚生年金(納付保険料期間)  | 厚生年金保険料(厚生年金加入期間) | 円       |         |         |         |
| (5) 国民年金(納付保険料期間)  | 国民年金保険料(国民年金加入期間) | 円       |         |         |         |
| (6) 厚生年金(納付保険料期間)  | 厚生年金保険料(厚生年金加入期間) | 円       |         |         |         |
| (7) 国民年金(納付保険料期間)  | 国民年金保険料(国民年金加入期間) | 円       |         |         |         |
| (8) 厚生年金(納付保険料期間)  | 厚生年金保険料(厚生年金加入期間) | 円       |         |         |         |
| (9) 国民年金(納付保険料期間)  | 国民年金保険料(国民年金加入期間) | 円       |         |         |         |
| (10) 厚生年金(納付保険料期間) | 厚生年金保険料(厚生年金加入期間) | 円       |         |         |         |
| (11) (1)と(2)の合計    |                   | 円       |         |         |         |

### 知っておくべき年金基礎知識

- 加入期間が足りないと年金をもらえないことがある。年金受け取りには**受給資格期間(現在は25年、平成29年8月1日からは10年)**の保険料納付が必要。納付期間には年金保険料の免除期間が含まれる。
- 厚生年金にパートやアルバイトでも入れる？(厚生年金への加入により将来もらえる年金額がふえる!)  
対象は従業員501名以上の企業にて勤務し、(①週20時間以上の勤務、②勤務期間が1年以上、③月額賃金が88,000円以上)に該当する方。
- 年金も一定額を超えると所得税がかかる。(納めすぎた税金は自分で申告することにより、取り戻せる)  
例: 医療費控除、寄付、個人年金/生命保険の加入、災害や盗難の被害、  
日本年金機構の「扶養親族申告書」提出していない場合

参考資料: 日本年金機構ホームページより  
次は年金シリーズ(No.5)です。